

神戸市災害援護資金貸付金債権回収等業務委託 仕様書

1. 業務名

神戸市災害援護資金貸付金債権回収等業務委託

2. 業務の目的

災害援護資金貸付金債権について、弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）第4条に規定する弁護士、同法第30条の2に規定する弁護士法人及び司法書士法（昭和25年5月22日法律第197号）第4条に規定する司法書士、同法第26条に規定する司法書士法人に回収業務を委託することにより専門的な知識と経験を活用して償還の免除及び回収を促進し、限られた期間で解決を図る。

3. 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

4. 委託費（上限額）

成功報酬分： 11,000,000円（消費税及び地方消費税込み）上限（4ブロック合計）

償還業務に関する成功報酬率は25%を上限とする。

償還免除手続きについて1件確定ごとに6,000円までとする。

固定費： 月額280,000円上限（1ブロック当たり）

5. 事業内容

(1) 貸付金の概要

災害弔慰金の支給等に関する法律により、自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の立て直しを目的として被害を受けた世帯の世帯主に貸し付ける貸付金。

(2) 対象債権

阪神・淡路大震災及び平成10年新湊川水害による貸付金を対象とし、契約時点で完済または免除となっていない債権

阪神・淡路大震災 1,955件・平成10年新湊川水害 2件

<ブロック別件数>市外は裁判所管轄で分類

東部			中部		西部			市外			
東灘	灘	中央	兵庫	長田	須磨	垂水	北	西	兵庫県	大阪府	他
179	143	198	229	335	196	112	80	82	176	75	150
520			564		388			483			

※表は阪神・淡路大震災分。この他、平成10年新湊川水害の2件は市外に加える。

[参考] 過去の収納率実績

年度	20	21	22	23	24	25	26
徴収率(%)	5.88	5.35	4.41	3.87	3.71	3.51	3.46

(3) 業務の内容

業務の主な内容については次のとおりとする。

- ① 催告書の送付・住所調査・償還免除手続き勧奨（ア）
- ② 償還免除対象外世帯への交渉、法的手続き（イ・ウ）
- ③ 判決取得後、強制執行及び進行管理（エ）

ア 対象債権の借受人及び関係者（以下「債務者等」）に対する資力等調査及び資料整備

- ・文書や電話、訪問等、適宜適切な手段による案内と提出勧奨
- ・住民税未申告世帯の手続き相談への対応
- ・借受人死亡時の相続人調査及び相続人への連絡

- ・債務者等からの聴き取り内容の記録
 - ・提出物（挙証書類等）不備のときの補正指導
 - ・調査結果に基づく償還免除手続き書類の整備
- イ 債権回収業務
- アの結果、償還免除要件を満たさない場合の以下償還請求
- ・債務者等への文書や電話、訪問等、適宜適切な手段による催告及び交渉
 - ・債務者等からの聴き取り内容の記録
- ウ 債権収納業務
- ・収納金の保管について、振込により債務者等から未収金の支払を受けるときは、本業務専用口座で受けなければならない。現金書留等による送金又は現金の受領があったときについても、当該専用口座に速やかに入金しなければならない。
 - ・月末までの収納金を翌月 20 日まで（ただし、令和 2 年 3 月中の収納金は令和 2 年 4 月 10 日まで）に、神戸市が指定する方法により、神戸市指定金融機関を通じ当該金額を神戸市に納めなければならない。その際の手数料は受託者負担とする。
- エ 債権回収法的措置にかかる業務
- ・居住確認ができたが償還できない借受人のうち神戸市が指定する者について住民票・不動産登記簿・商業登記等、必要な書類の準備
 - ・支払督促・仮執行宣言付支払督促申立の作成、裁判所への書類の持ち込み補助
 - ・異議があった場合の準備書面作成
 - ・仮執行宣言付支払督促申立
 - ・債務名義確定後の差押命令申立書・民事執行申立書作成
 - ・債務者、第三債務者への送達と管理
 - ・取立（納付書発行・経費・違約金・元利への入金管理）
- オ 委託債権の収納状況及び対応状況（償還免除手続き案内含む）にかかる神戸市への報告
- 月末までの収納状況、対応状況を翌月 10 日までに神戸市に報告すること。債務者等とのトラブル、苦情等及び新たに知り得た債務者の情報（破産開始手続、民事再生手続等）については、随時報告すること。（通帳コピー添付）
- カ その他債権回収のために必要な事務（債務者対応に関する記録及び神戸市への報告等）

6. 委託費の支払い

- (1) 神戸市は、債務者から受託者に支払があった金額に成功報酬率（消費税及び地方消費税を含む）を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）及び調査経費・償還免除件数に規定の額を乗じて得た額（以下同じ）を、委託費として受託者に支払う。
- (2) 受託者は、契約締結日から四半期毎の各期間に収納した額に基づき、委託費を算出し、請求書、請求内訳書をもって神戸市に請求する。
- (3) 神戸市は、前項の請求に基づき、検査合格後、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に受託者に支払うこととする。

7. 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守

受託者は、関係条例、関係法令等を遵守するとともに、この仕様書又は神戸市の指示するところに従い、信義を守り誠実に委託業務を遂行するものとする。
- (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (3) 個人情報保護

受託者は、委託業務を遂行するにあたり、個人情報を取扱う場合には、個人情報（神戸市個人情報保護条例（平成 9 年 10 月神戸市条例第 40 号）第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、個人その他のものの権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (4) 守秘義務

受託者は、委託業務を遂行するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 不当介入における通報義務

契約の履行にあたり、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(6) その他

受託者は、債務者に架電し、若しくは文書発送する場合又は債務者と面談等をする場合は、債務者に対し、神戸市から委託を受けて行うものであることを告げなければならない。

8. 情報の提供等

- (1) 神戸市は、受託者が回収業務を遂行するために必要な債務者の個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、未収額等）を提供する。
- (2) 前項の情報は、電子データで提供するものとする。

9. 神戸市の委託債権にかかる督促の制限

- (1) 委託債権については、神戸市は、受託者に無断で債務者等に対し、未納額を通知、又は督促してはならない。
- (2) 神戸市は、神戸市の督促によらずに債務者等から委託債権の支払を受けた場合は、受託者に対し、その内容を連絡するものとする。

10. 契約終了後の措置

- (1) 受託者は、契約が終了した時は、直ちに決済用預金の口座を閉鎖するとともに、保管している金額を神戸市に報告し、神戸市が指定する方法により、当該金額を神戸市に納めなければならない。その際の手数料は受託者負担とする。
- (2) 履行期間終了日をもって、分納履行中の債権を含めた全債権を神戸市に引き継ぐこと。

11. その他の留意事項

本仕様書に定めのない事項については、神戸市と受託者が協議のうえ定めるものとする。

12. 担当課

神戸市保健福祉局生活福祉部くらし支援課（生活再建支援担当）
電話 078-271-5719 FAX 078-241-0323